

平成24年加美町議会第3回定例会会議録第4号

平成24年9月21日（金曜日）

出席議員（20名）

1番	下山孝雄君	2番	尾形明君
3番	三浦英典君	4番	三浦又英君
5番	高橋聡輔君	6番	木村哲夫君
7番	近藤義次君	8番	吉岡博道君
9番	工藤清悦君	10番	一條寛君
11番	佐藤善一君	12番	米木正二君
13番	沼田雄哉君	14番	猪股信俊君
15番	新田博志君	16番	伊藤淳君
17番	高橋源吉君	18番	伊藤由子君
19番	伊藤信行君	20番	一條光君

欠席議員 なし

欠 員 なし

説明のため出席した者

町 長	猪股洋文君
副 町 長	吉田 惠君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	高橋 啓君
会計管理者兼課長	早坂宏也君
危機管理室長	早坂安美君
危機管理専門監	佐藤勇悦君
企画財政課長	高橋 洋君
協働のまちづくり推進課長	遠藤 肇君
町 民 課 長	今野幸伸君

税 務 課 長	鈴 木 裕 君
特別徴収対策室長	小 川 哲 夫 君
農 林 課 長	鎌 田 良 一 君
農業振興対策室長	鈴 木 孝 君
森林整備対策室長	早 坂 雄 幸 君
商 工 観 光 課 長	日 野 俊 児 君
企業立地推進室長	今 野 伸 悦 君
建 設 課 長	田 中 壽 巳 君
保 健 福 祉 課 長	下 山 茂 君
子 育 て 支 援 室 長	高 橋 ちえ子 君
ねんりんピック推進室長	小 山 弘 君
地域包括支援センター所長	渡 邊 光 彦 君
上 下 水 道 課 長	田 中 正 志 君
小 野 田 支 所 長	伊 藤 裕 君
宮 崎 支 所 長	佐 竹 久 一 君
総 務 課 長 補 佐	佐 藤 敬 君
教 育 長	土 田 徹 郎 君
教 育 総 務 課 長	竹 中 直 昭 君
生 涯 学 習 課 長	猪 股 清 信 君
農 業 委 員 会 会 長	兔 原 伸 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 類 恭 一 君
代 表 監 査 委 員	小 山 元 子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	佐 藤 鉄 郎 君
次 長	二 瓶 栄 悦 君
総 務 係 長	藤 原 みゆき 君
主 事	菅 原 敏 之 君

議事日程 第4号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 認定第 1 号 平成23年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 認定第 2 号 平成23年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認定第 3 号 平成23年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 4 号 平成23年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 5 号 平成23年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 6 号 平成23年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 7 号 平成23年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 認定第 8 号 平成23年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 認定第 9 号 平成23年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 認定第10号 平成23年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 認定第11号 平成23年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第82号 平成23年度加美町水道事業会計剰余金の処分について
- 第14 報告第14号 平成23年度決算に基づく加美町健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について
- 第15 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第16 請願第 1号 「町民と議会の対話集会」開催に関する請願書
- 第17 議発第 3号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について
- 第18 議員派遣の件について

第 19 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 19 まで

午後 3 時 0 0 分 開議

○議長（一條 光君） 皆さん、本日は大変ご苦労さまです。

議員各位並びに職員の皆様に申し上げます。脱衣を許可いたします。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（一條 光君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、9番工藤清悦君、10番一條 寛君を指名いたします。

日程第 2 認定第 1 号 平成 2 3 年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 認定第 2 号 平成 2 3 年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出
決算認定について

日程第 4 認定第 3 号 平成 2 3 年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決
算認定について

日程第 5 認定第 4 号 平成 2 3 年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
について

日程第 6 認定第 5 号 平成 2 3 年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出
決算認定について

日程第 7 認定第 6 号 平成 2 3 年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決
算認定について

日程第 8 認定第 7 号 平成 2 3 年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定
について

日程第 9 認定第 8 号 平成 2 3 年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算
認定について

日程第 1 0 認定第 9 号 平成 2 3 年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認
定について

日程第 1 1 認定第 1 0 号 平成 2 3 年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認
定について

日程第12 認定第11号 平成23年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（一條 光君） お諮りいたします。

日程第2、認定第1号平成23年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第3、認定第2号平成23年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第4、認定第3号平成23年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5、認定第4号平成23年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6、認定第5号平成23年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第6号平成23年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第7号平成23年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第8号平成23年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、認定第9号平成23年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、認定第10号平成23年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、認定第11号平成23年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について、以上11件はいずれも平成23年度決算であり、関連いたしておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、日程第2、認定第1号から日程第12、認定第11号までを一括議題とすることに決定いたしました。

認定第1号から認定第11号までは平成23年度決算審査特別委員会に付託しておりましたので、審査結果について委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長近藤義次君、ご登壇願います。

〔決算審査特別委員会委員長 近藤義次君 登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（近藤義次君） 決算審査特別委員会の報告をいたします。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定をいたしましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

認定第1号平成23年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第2号平成23年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第3号平成23年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定

であります。

認定第4号平成23年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第5号平成23年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第6号平成23年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第7号平成23年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第8号平成23年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第9号平成23年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第10号平成23年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第11号平成23年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。
以上、報告を終わります。

○議長（一條 光君） 決算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。質疑は決算審査特別委員会において十分に尽くされたものと思っておりますので、質疑を省略して直ちに討論を行いたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、質疑を省略して直ちに討論を行うことに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

まず、原案に反対者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）

討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。

認定第1号平成23年度加美町一般会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 全員起立であります。よって、認定第1号平成23年度加美町一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号平成23年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 全員起立であります。よって、認定第2号平成23年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号平成23年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 全員起立であります。よって、認定第3号平成23年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号平成23年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 全員起立であります。よって、認定第4号平成23年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号平成23年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（一條 光君） 全員起立であります。よって、認定第5号平成23年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号平成23年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（一條 光君） 全員起立であります。よって、認定第6号平成23年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号平成23年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（一條 光君） 全員起立であります。よって、認定第7号平成23年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第8号平成23年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（一條 光君） 全員起立であります。よって、認定第8号平成23年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第9号平成23年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 全員起立であります。よって、認定第9号平成23年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第10号平成23年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 全員起立であります。よって、認定第10号平成23年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第11号平成23年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 全員起立であります。よって、認定第11号平成23年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

日程第13 議案第82号 平成23年度加美町水道事業会計剰余金の処分について

○議長（一條 光君） 日程第13、議案第82号平成23年度加美町水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第82号平成23年度加美町水道事業会計剰余金の処分について、ご説明申し上げます。

本案件は、地域の実勢及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の調整に関する整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法が本年4月1日から施行され、地方公営企業における資本制度について、地域主権の観点から見直しがなされたことにより、水道事業において生じた剰余金の処分について議会の議決を求めるものであります。

剰余金については、これまでは地方公営企業法において、その残額の20分の1を下らない金額を減債積立金または利益積立金として積み立てなければならないとされておりましたが、改正により条例で定めるところにより、または議会の議決を経て行うこととされたものであります。この改正を受けまして、平成23年度の水道事業会計剰余金のうち未処分利益剰余金処分について、当該剰余金4,717万4,599円のうちから減債積立金及び建設改良積立金に、それぞれ500万円を積み立てするものであります。よろしくご審議の上ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第82号平成23年度加美町水道事業会計剰余金の処分についての採決を行います。お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第82号平成23年度加美町水道事業会計剰余金の処分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第14 報告第14号 平成23年度決算に基づく加美町健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について

○議長（一條 光君） 日程第14、報告第14号平成23年度決算に基づく加美町健全化判断比率及

び公営企業における資金不足比率について、報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第14号平成23年度決算に基づく加美町健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について、ご説明申し上げます。

本案件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、町の財政状況を客観的にあらし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして4つの財政指標及び公営企業における資金不足比率について報告するものであります。

初めに、実質赤字比率と連結実質赤字比率について説明申し上げます。実質赤字比率は普通会計の赤字の割合をあらわし、連結実質赤字比率は普通会計と特別会計を合わせた全会計の赤字の割合をあらわすもので、この2つの財政指標につきましては、平成23年度において全ての会計が黒字であったことから、いずれも赤字比率は表示されないものであります。

次に、実質公債費比率について申し上げます。これは加美町が負担する公債費等が財政規模に対してどれぐらいの割合かをあらわし、平成21年度から平成23年度まで3年間の平均値を実質公債費比率としているものです。平成23年度の実質公債費比率は平成22年度の15.9%から2.4ポイント改善し、13.5%となっております。

なお、今後の実質公債費比率の見通しではありますが、平成24年度以降も減少傾向で推移すると試算しております。

次に、将来負担比率についてですが、これは公債費や債務補償など加美町が将来負担すべき実質的な負債が財政規模に対してどれぐらいの割合かをあらわしたもので、平成23年度の将来負担比率は95.3%となっており、早期健全化基準350.0%を下回っております。これも平成22年度の115.2%に対し19.9ポイント減少しております。

最後に、資金不足比率についてですが、下水道事業特別会計、浄化槽事業特別会計、水道事業会計のいずれの会計においても黒字だったため、赤字比率は表示されないものであります。

以上、全ての数値において健全化の範囲内にありますことを報告いたします。

○議長（一條 光君） 報告が終わりました。

続いて、監査委員の監査意見書の報告を求めます。代表監査委員。

○代表監査委員（小山元子君） 代表監査委員でございます。

それでは、平成23年度財政健全化審査意見につきまして、町長より提出されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査に付されました下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、

いずれも適正に作成されているものと認められました。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、どちらも早期健全化基準には該当せず、実質公債費比率13.5%、将来負担比率95.3%、どちらも早期健全化基準より下回っております。

是正改善を要する事項といたしましては、実質公債費比率が早期健全化基準はもとより地方債許可団体基準の18%以上からも下回り、大幅に財政の改善が図られたものと判断されますが、なお一層の健全化に向けた財政の運営を望むものでございます。

続きまして、平成23年度水道事業会計、同じく下水道事業特別会計並びに浄化槽事業特別会計におきます経営健全化審査意見について、ご報告申し上げます。

経営健全化審査意見につきましては、町長から提出されました資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に行いました。

審査の結果につきましては、いずれの会計におきましても資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載しました書類は適正に作成されているものと認められました。

資金不足比率につきましては、3つの会計とも資金剰余金がありましたので資金不足比率には該当せず、したがって特に指摘すべき事項はございませんでした。

以上でございます。

○議長（一條 光君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。11番佐藤善一君。

○11番（佐藤善一君） 企画財政課長にお尋ねをいたします。

財政力は改善に向かっていると思います。ただ、この将来負担比率でありますけれども、債務から差し引く財源には、地方交付税の基準財政需要額の算定数値が用いられていると思いますが、今後一本算定になった場合、この数値をどう推移するかお尋ねをいたします。

○議長（一條 光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。

ご質問の将来負担比率についてでありますけれども、議員ご指摘のとおり、この数値には交付税が大きくかかわってきております。交付税につきましては、国の中期財政フレームにおきまして平成24年度から平成26年度までにつきましては、平成23年度の交付額を確保するということですので、その交付税については確保されるということだというふうに理解しております。将来比率につきましては、先ほども監査の意見にもありましたとおり改善される方向で推移するというふうに試算をしております。

以上です。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第14号平成23年度決算に基づく加美町健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率についての報告を終了いたします。

日程第15 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（一條 光君） 日程第15、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案件につきましては、人権擁護委員の一條豊治さんの任期が平成24年12月31日をもって満了となりますことから引き続き推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により法務大臣に人権擁護委員の候補者の推薦に当たり議会の意見を求めるものであります。

任期は、平成25年1月1日から平成27年12月31日までの3年間となりますが、人権擁護委員は法務大臣の委嘱となり、その手続に約3カ月を要するため今議会に諮問するものであります。

なお、お手元に略歴を記載した資料を配付しておりますので、参考にいたしていただきたいと存じます。よろしくご審議の上ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

本件は、人事案件につき先例89により討論を省略いたします。

直ちに、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。お諮りいたします。

本件は原案のとおり一條豊治さんを答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、原案のとおり答申することに決定いたしました。

日程第16 請願第1号 「町民と議会の対話集会」開催に関する請願書

○議長（一條 光君） 日程第16、請願第1号「町民と議会の対話集会」開催に関する請願書を議題といたします。

事務局長をして朗読させます。事務局長。

○事務局長（佐藤鉄郎君） それでは、お手元に配付しております請願書を朗読いたします。

「町民と議会の対話集会」開催に関する請願書

要旨

町政について町議会議員の皆様と町民が意見交換のできる対話集会を開催していただけるよう請願いたします。

理由

加美町の現状、今後の課題などについて加美町議会議員の皆様の考え方をお伺いしたり、また町民の町政に関する要望を聞いていただくなどの意見交換会を定期的に行う必要があると考えます。

よって、加美町議会主催による定期的な「町民と議会の対話集会」の開催を強く要請するものです。

平成24年8月6日

加美町議会議長 一條 光殿

請願者 加美郡加美町城生字前田23番地

武田源蔵

紹介議員 加美郡加美町字上川原一番17-2

木村哲夫

以上でございます。

○議長（一條 光君） 次に、紹介議員の趣旨説明をお願いいたします。木村哲夫君、ご登壇願います。

〔6番 木村哲夫君 登壇〕

○6番（木村哲夫君） ただいま局長のほうからご紹介いただいたとおりの理由でございますが、この理由につけ加えまして私のほうから説明をさせていただきます。

平成24年2月1日発行の加美町議会だよりの議会トピックスの中で、議会改革検討要旨ということで、実施中及び予定の事項の中に一般各種団体との話し合いの開催という項目を一般の町民の方に向けて議会広報で発表いたしております。こういった内容からしても、こうした町

民からの要望に応じて、より具体的な内容を決定し一刻も早く議会と町民との話し合いができる場を設定していただきたいと考えております。

議会の役割として町民の方の意見を吸い上げ、そして議会で議論し決定したことを町民へ知らせるという役割があると考えております。ぜひ議会運営委員会を通じて、または議会全員協議会等を通じて議論をされ、いち早くこの請願に応じていただきたいと考え私の趣旨説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております請願第1号「町民と議会の対話集会」開催に関する請願書については、会議規則第91条第1項の規定により議会運営委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、請願第1号は議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

日程第17 議発第3号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について

○議長（一條 光君） 日程第17、議発第3号地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長をして朗読させます。事務局長。

○事務局長（佐藤鉄郎君） それでは、お手元に配付しております意見書を朗読させていただきます。

議発第3号

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書
上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成24年9月21日

提出者 加美町議会議員 猪股 信俊

賛成者	同	高橋源吉
賛成者	同	三浦英典
賛成者	同	近藤義次
賛成者	同	佐藤善一
賛成者	同	米木正二

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球環境保護、国土の保全、水源の涵養、自然環境保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は京都議定書において第1約束期間である平成20年から平成24年までの間に温室効果ガスを6%削減することが国際的に義務づけられているが、そのうち3.8%を森林吸収量により確保するとしている。

このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成24年10月に導入される一方、「森林吸収源対策など地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については「平成24年度税制改正大綱」において「平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める」とされている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月21日

宮城県加美町議会議長 一條 光

内閣総理大臣 野田 佳彦

財 務 大 臣 安 住 淳
総 務 大 臣 川 端 達 夫
国 家 戦 略 担 当 大 臣 古 川 元 久
農 林 水 産 大 臣 郡 司 彰
環 境 大 臣 細 野 豪 志
経 済 産 業 大 臣 枝 野 幸 男
衆 議 院 議 長 横 路 孝 弘
参 議 院 議 長 平 田 健 二 あて

以上でございます。

○議長（一條 光君） ここで、提案者の趣旨説明をお願いいたします。猪股信俊君、ご登壇願います。

〔14番 猪股信俊君 登壇〕

○14番（猪股信俊君） それでは、議発第3号地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）についての趣旨説明を申し上げます。

本町は県内第4位の約3万3,700ヘクタールの森林を有することから、これまで森林の整備、保全や担い手の確保、定住対策など森林、林業の振興並びに農山村の活性化に懸命に取り組んでまいりました。しかしながら、長引く景気の低迷などにより公共事業や地方交付税の削減など国、地方ともに危機的な財政状況下であり、特に市町村における恒久的、安定的な財源は大幅に不足しているのが実情であります。このような中、本町議会初め全国の山林を持つ314市町村議会が加盟する全国森林環境税創設促進議員連盟においては森林の公益的機能の持続的な発揮、そのための森林、林業、山村対策の抜本的な強化を図るための新たな税財源として、全国森林環境税の創設を目指してきたところであります。

このたび、地球温暖化対策のための税が平成24年10月から導入されますが、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備、保全などを推進する市町村に対して、地球温暖化対策のための税の一定割合を森林面積に応じて譲与していただく仕組みを構築していただくよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。どうぞご理解の上、皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより議発第3号地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出についての採決を行います。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり意見書を提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議発第3号地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出については、原案のとおり提出することに決定いたしました。

日程第18 議員派遣の件について

○議長（一條 光君） 日程第18、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第118条の規定により、派遣についてお手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。本件について、お手元に配付したとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議員派遣の件につきましては、このとおり派遣することに決定いたしました。

日程第19 閉会中の継続調査について

○議長（一條 光君） 日程第19、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長から委員会において調査中の事件について、会議規則第74条の規定により、総務建設常任委員会委員長近藤義次君より、行財政改革の効果と今後の政策課題について、生活環境の整備状況について結論が出ないため、教育民生常任委員会委員長佐藤善一君より、保健医療及び福祉体制の充実について、幼児学校教育及び生涯学習の振興について結論が出ないため、産業経済常任委員会委員長米木正二君より、産業の振興策と課題について結論が出ないため、

議会運営委員会委員長猪股信俊君より、議会改革の取り組みについて結論が出ないため、また町民と議会の対話集会開催に関する請願書について審査が必要なため、新庁舎建設特別委員会委員長近藤義次君より、加美町の新庁舎建設整備に関する事項について結論が出ないため、やくらいリゾート開発事業調査特別委員会委員長高橋源吉君より、やくらいリゾート開発事業に関する事項について結論が出ないため、以上6委員会から閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は9月28日までとなっておりますが、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、会期中ではありますが、本日をもって閉会することに決定いたしました。

以上をもちまして、平成24年加美町議会第3回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。